

行政職員・コーディネーター・サポーターの役割

		主な役割		主につながる組織・人	想定される人材	育成の主体	課題
拠点における機能	消費者教育担当の行政職員	○消費者教育の拠点となる行政組織（消費生活センター等）内で、消費者教育に関する専門的知識を身に付け、コーディネーターと共に消費者教育を総合的・一体的に推進する行政職員。	○実情に応じて消費者教育推進地域協議会を設置し、消費者教育推進計画を策定して施策を実施する。	・国、他の地方公共団体 ・福祉部局、教育関係部局など庁内の関係課 ・コーディネーター ・所管地域の関係団体・有識者 等	行政職員	【国】 独立行政法人国民生活センターが実施する消費者行政担当職員を対象とした研修の一部として、1日から3日程度のカリキュラムで実施する	○小さな市町村では兼務が多く、負担が大きいのではないか。
	コーディネーター（担当地域における消費者教育を一般的に企画・調整し、推進する者）	○消費者教育の拠点となる行政組織内で、所管地域全体の消費者教育の効果的実践を支援する専門職。 ○人事異動がある行政職員に対し、継続的に消費者教育の専門職として地域実践の支援に当たる。 ○地域で活動するサポーターのまとめ役となる。	○消費者問題の最新情報や、講師リスト、実践事例等を収集し、地域で実践を促すサポーターを支援。 ○行政機関の各部や教育委員会、教育機関等とも連携を密にし、サポーターと共に、各学校での取組を促進する役割を担う。 ○自らが講師となることもある。	・教育関係部局、福祉部局など庁内の関係課 ・消費者教育担当の行政職員 ・地域の消費者団体、事業者団体、福祉団体、有識者 ・サポーター ・学校	消費生活相談員（またはその経験者） 教員経験者（退職者） 行政職員経験者（退職者） キャリア教育など他の分野のコーディネーター経験者、サポーター経験者 消費者団体 事業者等の退職者 等	【国】 独立行政法人国民生活センター研修施設（相模原）等において、およそ5日から8日程度の宿泊研修。専門職として養成。（各地の消費者教育コーディネーターが情報交換を行うことで横のつながりができ、消費者教育の全国的な広がり に資するため）	○新設のため、地方公共団体に予算、人員の確保が必要であり、そのために国の継続的な支援が不可欠ではないか。 ○育成のためのカリキュラムや教材開発が必要ではないか。
サポーター（地域の多様な活動主体のつなぎ役・媒介者） 活動の場として、いくつかの役割が想定される。いずれもコーディネーターと協力しつつ活動する。	つなぐ役割 学校と地域の各主体を なく役割 地域の主体間をつなぐ 啓発活動をつなぐ役割 見守り活動と消費者教育	○学校とさまざまな地域資源とのつなぎ役となる。	○学校に協力できる地域人材や情報を把握し、学校の求めに応じて支援を行う。 ○「学校支援地域本部」等の枠組みがある場合は積極的に参加し、地域と学校の橋渡し役となる。	・教頭（地域との調整役） ・教務主任(学校全体の教育カリキュラムを調整) ・教科担当教諭(家庭科や社会科等)	教員経験者（退職者） キャリア教育など他の分野のコーディネーター経験者 消費者団体 法曹関係者 事業者等の退職者 等	【都道府県】または【市町村】 国が一定のカリキュラム案を示し、都道府県レベルで育成する。サポーターの養成カリキュラムとその運用については、国が実施する消費者教育の行政職員研修や、コーディネーター養成研修等でも扱う。 【消費者団体等】 都道府県等の委託を受けるなどして、地域の消費者団体等が養成することも考えられる。 （消費者行政と消費者をつなぐ役割を果たす様々な「消費生活コーディネーター」、「地域サポーター」等が存在している地域もあるため、その研修を充実させることも想定される。）	○サポーターは有償かボランティアかの整理が必要ではないか。 ○都道府県と市町村の役割分担も明確にする必要があるのではないか。 ○育成後のフォローも検討する必要があるのではないか。 ○現状では、消費者教育が充分理解されていないことも多いため、消費者教育の重要性をPRし、理解を求める必要があるのではないか。 ○地域によっては人材が十分に確保できない場合もあるのではないか。 ○見守り活動と消費者教育活動をつなげる意義を示していくことも必要ではないか。
		○地域のさまざまな場で消費者教育に関連する多様な主体、情報をつなぎ、発達段階に応じた場で適切な実践を促す。	○地域で活動する主体間の媒介役として連絡・調整し、情報共有を図る。 ○地域課題から講座企画やプロジェクトの立ち上げ等を支援し、行政機関等と連携して実行する	・子ども会、PTA、自治会、老人クラブの代表者 ・消費者団体、NPO ・社会教育施設の企画担当者 ・事業者・事業者団体 等	消費者団体 NPO の構成員 社会教育施設関係者 事業者 企業等での顧客窓口担当経験者 等		
		○高齢者や障がい者の消費者被害防止を主たる目的として、ご本人や見守り者に対して緊急の情報提供をする。	○高齢者や障がい者の見守りネットワークがある場合は、情報を共有して、地域での広がりをもたせる。 ○関連機関等の中にサポーターを置き、消費生活関連の情報提供・講座企画等を効果的に行う。	・地域包括支援センター職員 ・相談支援専門員（障がい者） ・民生委員 ・事業者・事業者団体 等	地域包括支援センター職員、主任ケアマネ 相談支援専門員（障がい者） 民生委員 法曹関係者 消費者団体 事業者の退職者 等		